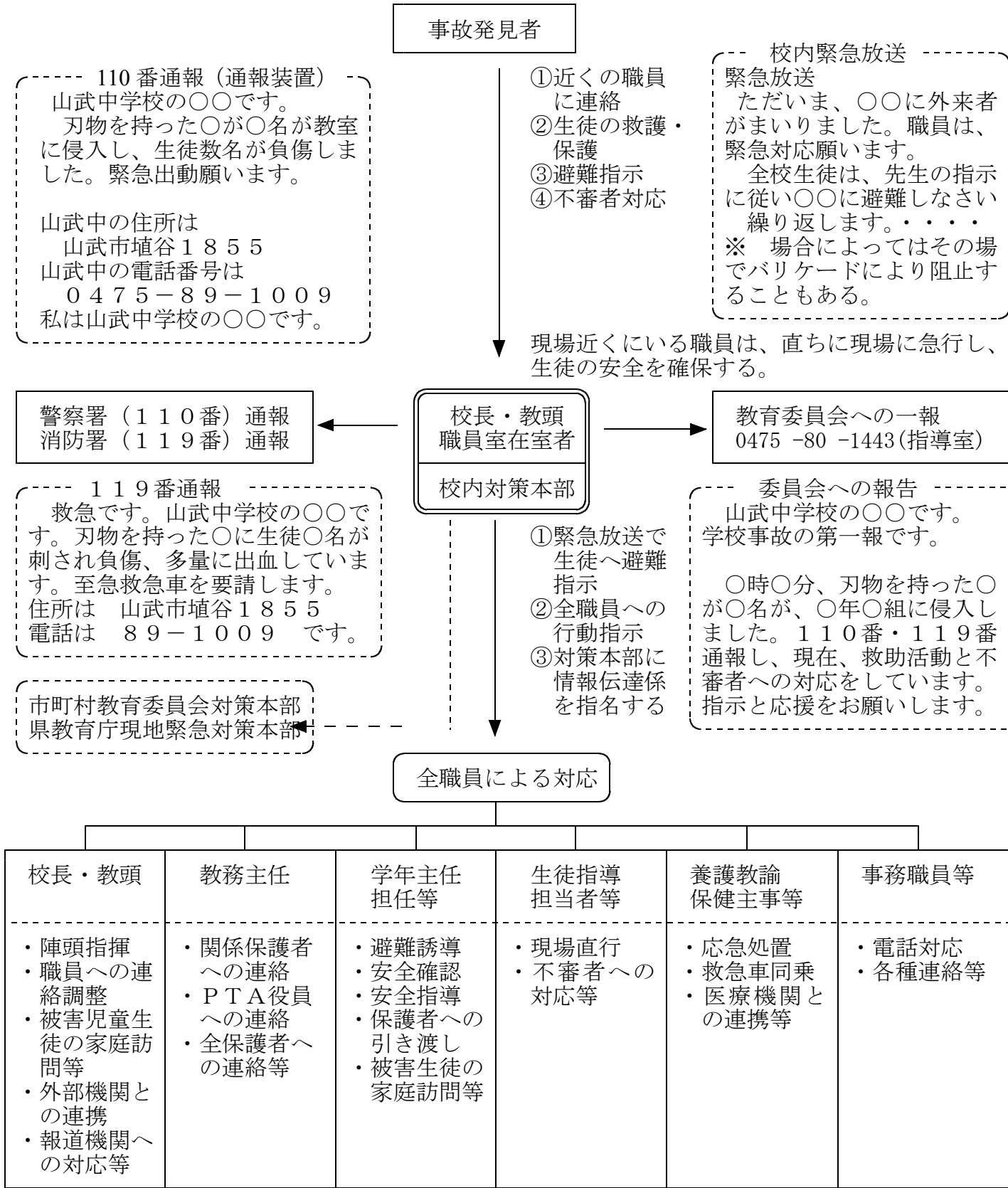


事故への緊急対応マニュアル

山武中学校

I 緊急対応 ○不審者侵入による事故発生



※担当学級の生徒の安全確保（被害防止・避難指示）を的確に！

○地震による事故発生

	校長・教頭	教職員	生徒
地震発生 その場で 安全確保 揺れがおさまる 避難誘導 情報収集	学校災害対策本部設置 マニュアル配備	1 次対応 的確な指示 机の下に潜れ 机の脚を持って 頭を守れ 安心させる声かけ 大丈夫だ、慌てるな	- 机の下に潜り、机の脚をしっかりと持つ。 - 頭部を保護し、姿勢を低くする。 - 危険性のあるものから離れる。
1 次避難 校庭等へ 安全確認 被害状況把握	本部 ・校長は職員室で指揮 ・全校避難の指示 ・校内放送 ・停電時はハンドマイク 救出・医療班 ・負傷者等の救出 ・応急手当 ・地域医療救護拠点、病院等医療機関との連携 消火・安全点検班 ・初期消火 ・理科室・調理室等に特に注意 ・施設被害状況調査 ・安全確認、危険箇所の立ち入り禁止措置	避難誘導 安否確認 ・避難経路、避難場所の安全確認 校庭等の安全な場所へ 1 次避難 ・的確な指示 ・ヘルメット等での頭部保護 ・避難 4 原則の指示 ・隣接学級が連携避難 ・配慮を要する生徒への対応 ・トイレ、特別教室等に生徒が残っていないか確認 ↓	- 校庭等の安全な場所へ避難 - 頭部を保護しながら避難 - 避難 4 原則を守る。 - 負傷者がいる場合は助け合う。 - パニックになっている友達に寄り添い、声をかける。
火災・土砂崩れ・ガス爆発・地割れ等で校庭が危険なとき 2 次避難 市が指定する場所へ 安全確認 被害状況再把握 状況判断 帰宅か、引渡か 保護か。 状況判断 引渡または保護の場合 避難所開設の場合	対策決定 ・生徒を帰宅させるか、保護するか。 ・2 次避難は必要か。 連絡 ・市教委へ 1 次報告 ・外部対応 - 住民対応 ・体育館に誘導 ・誘導掲示を張る ・記名してもらう ・怪我の有無等調査 ・トイレの案内 - 避難所支援 ・防災倉庫開放 物資配付 ・学校が避難所に指定され、避難者が来校した場合の対応。市教委の指示に従う ・職員組織編成をする ・避難所連絡係を出す	人員安否確認 ・行方不明者の搜索、救出 ・周囲の状況把握 ・状況により 2 次避難 ↓ ・人数と安否確認 ・生徒の不安解消 ↓ ・生徒を帰宅させる。 ・引き渡しチェックをして引き渡す。 ・そのまま避難所となる場合、避難した保護者に引き渡し。 生徒保護班 学級分 引渡担当 学年 1 救護 養護 + 1 情報収集 3 炊出 6 避難所補助 3	- 自分で帰る。 - 保護者とともに帰る。 - そのまま避難所となった場合、そこで保護者に引き渡し。 <

○災害に対する配備基準

	地震		風水害	
第 1 配備	震度 4	配備なし	注意報	配備なし
第 2 配備	震度 5 弱	3 人 (校長・教頭・教務主任)	大雨・洪水・暴風雨警報	配備なし
第 3 配備	震度 5 強	1 / 3 (第 2 配備と学年主任)	災害発生の恐れ	3 人
第 4 配備	震度 6 弱	1 / 2 (第 2, 3 配備と 2 名)	災害発生	1 / 2
第 5 配備	震度 6 強	全職員	災害拡大	全職員

※配備については、学校要覧を参照

○引渡しマニュアル

ステージ	校長・教頭	教職員	保護者
被害状況把握	学校災害対策本部設置	施設の被害状況調査 安全確認 危険箇所の立入禁止処理	
学区の状況把握	下校等の判断 ・帰宅か保護か ・個別帰宅が引渡ししか	通学路とその周辺の被害状況 学区内の家屋の損壊状況 交通機関の運行状況	情報提供
保護者への連絡		メール配信システムで状況、 方針を知らせる 保護者不在生徒への配慮	メール配信システムに よる情報収集 連携
引き渡しの実施		引渡しカードによる確認 生徒の掌握	引取りに学校へ
保護の継続	生徒掌握指示 状況によっては避難所開 設支援	連絡の努力 通学路の巡回 引き渡すまで保護 避難所支援	

○留意点

- ・年度当初に引渡しカードを記入してもらい、回収して緊急時に備える。
- ・保護者の迎えが遅くなっている生徒の精神的ケアに努める。

○引渡し基準

- ・震度 5 強以上の地震が発生した場合。
- ・災害等により、通信が遮断された連絡がとれない場合。

・その他、生徒の身の安全が補償されず、自力での下校が困難な場合。

○引渡カード

年 組	年 組	氏 名	
現住所			
緊急連絡先	自宅 携帯	自宅以外（名称）・電話 ()	

緊急時の引き取り人（学校に迎えに来る人、保護者以外も含む）				
No.	引き取り人氏名	電話番号	本人との関係	来校に要する時間
1				
2				
3				
4				
5				

No.	引き取り人No.	引 渡 日 時	引渡教師確認
1		年 月 日 () 時 分	
2		年 月 日 () 時 分	
3		年 月 日 () 時 分	

備考

○避難所設営時における学校施設の利用計画

No.	利 用 目 的	利 用 予 定 場 所
1	収容場所	体育館・武道館
2	管理運営所(連絡所)	会議室
3	応急救護所	体育館部室・保健室
4	情報機器設置所	会議室
5	情報掲示所	体育館入口
6	ゴミ集積場所	体育館脇裏門通り側
7	仮設トイレ設置場所	体育館脇自転車置き場側
8	救援物資集積場所	武道場更衣室・会議室
9	救援物資配布場所	体育館ロビー
10	臨時霊安室	体育館更衣室
11	仮設電話設置場所	体育館ロビー
12	仮設風呂設置場所	体育館脇自転車置き場
13	更衣室	武道館更衣室
14	洗濯場所	校舎北側屋外手洗い場
15	物干し場	自転車置き場
16	ペット置場	体育館脇自転車置き場側
17	介護室	柔道場・用務員室
18	喫煙場所	校門道路側
19	相談室	相談室
20	調理室	体育館入口前（炊き出し可）・（調理室）
21	給水場所	体育館入口
22	緊急車両用駐車場	体育館前駐車場

Ⅱ 事故発生時の対応

1 近くの職員への連絡

- (1) 迅速・確実に連絡する。(複数以上の連絡方法を周知しておく。)
 - ・大声で叫ぶ。「助けてくれ」「事故発生、応援願います」(繰り返す)
 - ・防犯ブザーを発報させる。
 - ・火災報知器を発報させる。
 - ・近くの生徒を近くの教室・職員室に走らせる。
 - ・校内電話により連絡
- (2) 緊急事態の発生を知った職員は、直ちに現場に急行し、生徒の安全を確保する。
- (3) 現場に急行する職員は、自分の学級の生徒の安全確保に留意(避難指示・他の職員に依頼)する。

2 応急処置

- (1) 医療機関へ連絡する。(救急車の要請、病院への連絡、学校医への連絡等)
- (2) 救急処置を実施する。
 - ・全身症状に対して(意識のない場合:気道の確保、人工呼吸、心マッサージ)
 - ・局所症状に対して(安静、冷却、圧迫・固定、傷害部位を心臓より高くする。)
- (3) 保護者へ連絡する。
 - ・症状・状態、搬送先、保険証の持参について等

3 避難誘導

- (1) 室内での学習中事件が発生したら、事故発生場所の確認を行い、安全な場所・方向に避難誘導する。
- (2) 休憩時間や清掃時間中等、職員が生徒を掌握していない時に事故が発生した場合には、自分の担当する学級(副担任は戸締り分担)に急行し、周辺にいる生徒を集合させ、事故発生場所の確認を行い、安全な場所・方向に避難誘導する。

4 対策本部の設置

- (1) 事故発生と同時に、緊急対応マニュアルによる初期対応を進めるとともに、職員室に校内対策本部を設置する。
- (2) 校長を対策本部長とし、直ちに必要な指揮をとる。
- (3) 対策本部と現場対応者(事故現場・救急隊・警察等)との間の情報伝達を迅速且つ確実に行うため、情報伝達係を対策本部員として指名しておく。(教頭または教務主任)
- (4) 情報を集約し、逐一板書し、随時確認に努める。
 - ・負傷者(氏名・搬送先・容態・保護者への連絡の有無・付き添い職員名)
 - ・生徒の状況(下校時間・下校時の指示)
 - ・職員の動向(病院への同行・家庭訪問・情報収集)
- (5) 市教育委員会学校教育課職員を加える。(市教委への報告・応援要請)
- (6) 警察や消防などの関係機関や、市教育委員会の対策本部及び県教育庁現地対策本部(山武分室)との連絡・調整

5 報道機関への対応等

- (1) 基本姿勢
 - ・マスコミをこわがらない、嫌わない、避けない。
 - ・消極的な情報提供の姿勢や対応の拙劣さが、学校に対する社会の不信を増幅することもある。
 - ・生徒に視点を当てた学校の実像を正直に、そして真摯な態度で対応すれば、肯定的世論づくりの強い味方になってくれる。

(2) パブリシティの基本

- | | | | | |
|--------------------------------|------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| ☐ 正確に | ☐ 迅速に | ☐ ウソは禁物 | ☐ 誠意をもって | ☐ 積極的に |
| ☐ 守秘の配慮 | ☐ 平等に | | | |

(3) 配慮すべきこと

- ①取材の窓口を一本化する。→ 校長
- ②報道の自由を尊重し、取材には誠意をもって応じる。
 - ・相手を確認し、時間や場所を指定する。
 - ・取材に警察は入れない。
 - ・取材には複数で対応し、応答者と記録者を決めておく。
 - ・事実に基づいて正確に応え、推測での発言はしない。
 - ・文書での応答はしない。
 - ・個人のプライバシーの保護には十分に配慮する。
- ③取材内容、報道内容は逐次記録・整理しておく。
- ④報道内容と事実が異なる場合はきちんと抗議する。
- ⑤取材内容及び報道内容は速やかに市教育委員会に報告する。

※ 校長の判断を仰ぐときは、その旨をきちんと説明し、理解を求める。

(4) 肯定的定的世論づくりの心得

- ①よく“聴く”ことに始まり、“聴く”ことに終わる。
- ②学校の実像を伝える。実像と虚像のないまぜは不信のもと。
- ③学校支持者の拡大を図る。口コミが最強の情報戦略。
- ④人と人とをつなぎ、直接的なふれあいを重視する。

6 保護者・地域への事情説明

- (1) 事情説明会の実施 5W1H (W hen、W here、W ho、W hat、W hy、H ow) を踏まえて大事故が発生した場合は、保護者・地域住民の不安を取り除き、その後の協力を得るためにも早急に事情説明会を実施する。(市教委に連絡し、指示を受ける。)

①事実について説明し、憶測では話をしない。

※ 事故発生時の様子と学校での対応

- ・発生日時 ・場所 ・加害者及び被害者 (人権を配慮する)
- ・けがの程度 (収容先病院等) ・事故発生時の状況と学校での対応

※ 今後の対応

- ・休校措置について (期間、今後の見通し)
- ・被害者への対応について (生徒は家庭訪問によるケア)
- ・事件及び安全対策について (地域へは必要に応じてボランティア依頼)
- ・警察との連携について

※ 協力依頼

- ・地域パトロール ・不審者情報 ・子ども110番

Ⅲ 翌日以降の対応

1 心のケア (カウンセリングの実施、カウンセラーの派遣)

(1) 関係児童生徒等の精神的な状況の把握

- ①方法 ・本人からの聴取 ・本人の行動観察 ・保護者等からの聴取
 ・関係者からの聴取など
- ②内容 ・極度のおびえ ・不安 ・不眠 ・閉じこもり ・周囲への過敏な反応
 ・登校不能 ・緘黙 ・幻聴 ・その他、特異な言動など

(2) 心のケアが必要と判断される場合

- ①教職員等で個別面接相談や家庭訪問等を行う。
- ②地域の関係機関・団体に面接相談等を依頼する。

(3) 専門的な心のケアが必要と判断される場合

- ①スクールカウンセラーと密接に連携する。
- ②スクールカウンセラー等は、学校等において生徒等の心のケアに当たるとともに、教職員が生徒等の心のケアを行う上での助言・援助等に当たる。

2 正常な教育活動再開へ

- (1) 安全が確保され、生徒が安心して学校生活を送れる体制が整ったことを確認する。
 - ・直接的な原因が除去（犯人逮捕等）されたか。
 - ・被害者等の生徒の心のケアが行われ、不安は取り除かれたか。
 - ・保護者及び地域住民の理解は得られたか。（保護者会の開催）
 - ・同種事故の再発防止策は徹底されたか。
- (2) 「お知らせ」等の文書で教育活動の再開を通知する。
 - ・(1) の確認がなされたことを報告するとともに、授業再開を。
 - ・家庭における配慮事項を明記し、協力を依頼する。

IV 日常の対応

1 外部来訪者への対応

- ①事務職は事務室での執務中は、来訪者をチェックして不審に思ったら即刻職員室へ連絡する。
全職員は日頃から校舎外に注意を払い、不審人物がいたら職員室へ連絡をする。
- ②来訪者には必ず受付を通過してもらうために、受付案内表示を校門、職員玄関に掲示する。
尚、来訪者は「来客カード」を下げてもらう。
- ③校地内で部外者を見かけたら声をかけ、「氏名、身分、用務等」を訪ね、不審な行動をとったら職員室に連絡する。
- ④保護者による弁当等の忘れ物は、下駄箱ではなく職員室に届けるよう依頼する。

2 生徒在学中の職員の動き

- ①始業前、放課後、授業中、昼休み等の校舎内外巡回は学年ごとに体制を組み、不審者の早期発見に努める。
- ②部活動には必ず顧問がつくことは勿論だが、必要以上に早くから(遅くまで)学校にいないよう指導する。

3 登下校の安全指導

- ①交通規則を遵守し、集団登下校を指導する。
- ②危険に遭遇した場合は、人混み、近くの民家、交番、110 番連絡等へ助けを求めることを日頃から指導しておく。
- ③不審人物を見かけたらまず身の安全を図ったうえで、ゆとりがあればその特徴や車等のナンバーを記憶しておくよう指導する。

4 施設面での安全管理

- ①安全担当は毎月の安全点検を実施し、異常箇所を把握すると共に校長・教頭に報告をする。
なお、フェンス、防犯灯、窓、出入口、鍵等の破損状況の点検・補修は即時対応する。
- ②火災報知器、防犯監視システム等の作動確認、警備会社等との連絡体制の確認をしておく。
- ③生徒昇降口は登下校時以外は閉めておく。
- ④休業日の出入り口は職員玄関に限定し、職員が校舎内にいる場合は内鍵を閉める。
- ⑤日常の戸締まりについては、現体制を徹底させる。

5 学校周辺の不審者等の情報処理

- ①生徒指導主任を窓口警察との連携を図る。不審者情報が入ったら警察パトロールを依頼するとともに、複数の職員により情報収集パトロールを行う。
- ②必要に応じて、登下校時や授業時、放課後等における生徒の安全確保のためにPTAに巡回等の協力を要請する。